

税額決定・納税通知書のみかた(年金特別徴収)

* 1 枚目、2 枚目

令和 年度 市県民税・森林環境税 税額決定・納税通知書

679-3
朝来市
様

〒716-0001 兵庫県朝来市朝来1-4-12

通知書番号
給与特別徴収義務者指定番号

下記のとおり税額を決定しましたので通知します。

令和 年 6月10日

朝来市長

年金からの特別徴収のみの方は全て「0」になっています
(ご自身で納付することはありません)

普通徴収で徴収する額については下記の各期別ごとの納付税額をそれぞれの納期限までに納めてください。

期別	納期限	令和 年 第1期		令和 年 第2期		令和 年 第3期		令和 年 第4期	
		6月30日	9月1日	10月31日	2月2日				
普通徴収税額(円)		0	0	0	0	0	0	0	
当額又は委託納付額(円)		0	0	0	0	0	0	0	
納付金額(円)		0	0	0	0	0	0	0	

年 税 額(円)	81800
給与特別徴収税額(円)	0
年金特別徴収税額(円)	81800
普通徴収税額(円)	0
充当額又は委託納付額(円)	0
納 付 金 額(円)	0

兵 庫 県 朝 来 市

1 2 2 3
裏面もご覧ください。

令和 年度 市県民税・森林環境税 課税の基礎 その1

様

収入・所得の情報

所得	営業所得	農業所得	不動産所得	利子・国外配当所得等	一般配当所得等	一時所得
総合短期譲渡所得	総合長期譲渡所得	雑所得(一般分)	公的年金等の収入	雑所得(年金分)	変動・臨時所得	
給与収入	専従給与収入	特定支出の額	所得金額調整控除額	給与所得(所得金額調整控除後)	繰越損失(合計)	
分離短期譲渡所得	分離長期譲渡所得	特別控除	分離短期分長期	株式等の譲渡所得等	一般株式	分離配当所得先物取引所得
山林所得(特別控除後)						
総所得金額	1471798	合計所得金額	1471798			

所得控除の情報

所得控除額(円)	雑損控除	医療費控除	社会保険料控除	小規模企業共済等掛金控除	生命保険料控除	地震保険料控除
254979						
430000	障害者・寡婦・ひとり親・勤労学生	配偶者控除	配偶者特別控除	扶養控除	基礎控除	所得控除額計
684979						

控除対象項目	控除対象項目	控除対象項目	控除対象項目	控除対象項目	控除対象項目
扶養親族	本人を除く障害者	本人障害	本人該当	16歳未満扶養親族	課税計算の特例
特定	同居老親等	その他	その他障害	勤労学生	
老人	特別障害	その他障害	その他障害	ひとり親	
	同居特障	その他障害	その他障害	ひとり親	
	その他	その他障害	その他障害	ひとり親	

兵 庫 県 朝 来 市

裏面もご覧ください。

税額決定・納税通知書のみかた(年金特別徴収)

* 3枚目、4枚目

令和 年度 市県民税・森林環境税 課税の基礎 その2

課税標準	総所得	786000
------	-----	--------

様

区分	市民税分(円)	県民税分(円)
算出税額	47160	31440
税額控除等		
調整控除	1500	1000
所得割額	45600	30400
均等割額	3000	1800
森林環境税		1000

税額控除の情報

年税額 ^(円)	81800
給与特別徴収税額 ^(円)	0
年金特別徴収税額 ^(円)	81800
普通徴収税額 ^(円)	0
控除不足額 ^(円)	0

市県民税の均等割について

前年中の所得が38万円を超える方については、控除対象配偶者・被扶養者であっても均等割4,800円(市民税3,000円 県民税1,800円)が課税されます。

◎税率

	市民税	県民税
所得割	6.0%	4.0%
均等割	3,000円	1,800円
譲渡所得	長期3.0% 短期5.4%	長期2.0% 短期3.6%
森林環境税	1,000円	

市・県民税、森林環境税の内訳

2 5

兵庫県

もご覧ください。

公的年金からの特別徴収について

年金からの特別徴収は以下の公的年金から特別徴収されます。

様

支払者名称	厚生労働大臣
公的年金種類	老齢基礎年金
*****円	法人番号 6000012070001

前年度に決定した年金からの特別徴収税額

年金保険者が年金から徴収します。ただし、次の方は年金から徴収されず、納付書又は口座振替での納付となります。

- ・介護保険料が年金から特別徴収されていない方
- ・税額が老齢基礎年金等の額を超える方
- ・その他、年金保険者が徴収することができない方

マイナスが記載されている方は、後日還付のお知らせをします

- 注1. 徴収額がマイナスとなった場合は、後日還付のお知らせをします。
- 注2. 年金収入以外の収入に対する税額は、納付書又は口座振替、給与特別徴収での納付です。
- 注3. 年金からの徴収は、仮徴収される方を除き、10月からはじまります。

令和 年度 年金特別徴収税額

年金特別徴収税額	①	81800
令和 年 4月	仮徴収税額	12900
令和 年 6月	仮徴収税額	12900
令和 年 8月	仮徴収税額	12900
	仮徴収税額計	38700
年金特別徴収税額	②	43100
令和 年 10月	本徴収税額	14500
令和 年 12月	本徴収税額	14300
令和 年 2月	本徴収税額	14300

今回決定した年金からの特別徴収税額

仮徴収税額が年金特別徴収税額を上回ったため納付額がマイナスとなった場合は還付します。

仮徴収税額が年金特別徴収税額を上回ったため納付額がマイナスとなった場合は還付します。

令和 年度 仮徴収税額

月別	金額(円)
令和 年 4月	13700
令和 年 6月	13600
令和 年 8月	13600

兵庫県 朝来市

裏面もご覧ください。

※年金ほか普通徴収がある方は
税額決定・納税通知書のみかた
(普通徴収) もご覧ください

【問合せ先】

〒669-5292 兵庫県朝来市和田山町東谷 213 番地 1
朝来市役所 税務課 市民税係 : TEL 079-672-6119 (直通)